

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

笠松町は、古くから川湊のまち、木曾川を利用した交通の要衝として賑わい、岐阜県の県庁として利用された美濃郡代笠松陣屋は美濃地域の政治の拠点であり、美濃織などの繊維産業のまちとして歴史、文化を重ねてきた。また、町内の事業所の9割以上が中小企業者であり、現在は、卸売業、小売業の割合が高くなっている。人口については令和2年の国勢調査時点で22,208人であり、近年は微増微減を繰り返しているが、将来の笠松町の総人口は一貫して減少していくと推計されている。また、人口構造は、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加していくことが予測されている。

このような中、令和5年度からは町内において企業の立地促進を支援するために、操業開始後3年間、投下固定資産に賦課された固定資産税等に奨励措置を実施するなど、中小企業者に対して継続的に支援を行ってきたところである。しかし、近年の原油高、物価高騰などコスト増加分等を価格に転換することがなかなかできず、また、経営者の高齢化、人材の新規獲得等の根本的な課題解決には至っていないことから、これらの課題の解決に向け、町として引き続き支援を行うことが必要である。そこで、笠松町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の経営の継続的な発展が実現することを目指す。

(2) 目標

笠松町では、笠松町商工会等と連携を図り、中小企業者の生産性向上を促進し、町内の中小企業者の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

笠松町では、中小企業者の先端設備等の導入を促すために、先端設備等導入計画を策定し認定された中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

笠松町の産業は製造業、卸売業、小売業、建設業と多岐にわたり、多様な業種・事業が笠松町の経済を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

笠松町は笠松、松枝、下羽栗の3つの地域に区分され、これらの地域で広く事業者の生産性を向上させる観点から、笠松町内の全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

笠松町の産業は製造業、卸売業、小売業、建設業と多岐にわたり、多様な業種の事業者が笠松町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上させる必要があることから、笠松町内における全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、ITの導入による業務の効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画において労働生産性が年3%以上向上に資すると見込まれる事業すべてを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

中小企業者が作成する先端設備等導入計画は人員削減を目的とした取組を計画の認定の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう配慮する。

(2) 認定等に対する配慮

中小企業者が作成する先端設備等導入計画が中小企業等の経営強化に関する基本方針及び導入促進基本計画に適合することを確認するために、町は追加の書類の提出その他必要な手段をとることができる。

(3) 計画の進捗状況についての調査

先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、町が必要と認めたときは、計画の進捗状況を報告することとする。

(4) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。